

鶴見区制 90 周年ロゴマーク使用取扱要綱

制 定 平成 28 年 8 月 16 日
事務局第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鶴見区制 90 周年ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第 2 条 ロゴマークは、鶴見区制 90 周年を区民と共に祝い、盛り上げ、鶴見区全体の一体感を創出するために使用する。

(使用の条件)

第 3 条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鶴見区制 90 周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」とする）に届出の上で使用することができる。

- (1) 横浜市、鶴見区及び実行委員会の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を横浜市、鶴見区及び実行委員会が支援または公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (7) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると委員長が認めるとき。

(使用の届出)

第 4 条 ロゴマークを使用する者は、届出書（様式第 1 号）を実行委員会に提出しなければならない。但し、実行委員会及び鶴見区が共催、後援、協賛又は認定をしている事業については届出書の提出を省略することができる。

(使用期間)

第5条 ロゴマークを使用出来る期間は、この要綱を制定した日から平成29年12月31日までとする。

- 2 前項の期間は事業の運営上予告なく変更することがある。
- 3 実行委員会は使用期間の変更に基づく損害についてその責を負わない。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて別に定める鶴見区制90周年ロゴマーク使用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとする。

(商品等への使用)

第7条 ロゴマークを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に実行委員会事務局へあらかじめ相談のうえでの承認を得るものとする。

(使用の中止)

第8条 ロゴマークを使用する者が、第3条各号に該当することが明らかとなったとき、第6条に定めるガイドラインを遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、実行委員会はその使用の中止を求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。

(損害賠償)

第9条 実行委員会は、ロゴマークを使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、その全ての責任を負うものとし、誠実にこれを処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により横浜市、鶴見区及び実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要事項は、実行委員会事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 16 日から施行する。

鶴見区制 90 周年ロゴマーク使用届出書

鶴見区制 90 周年記念事業実行委員会

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

㊞

(電話番号)

鶴見区制 90 周年ロゴマークの使用について、以下の通り届け出ます。

1 事業名

2 事業内容

3 使用日

4 使用場所

5 使用目的 (該当するものに☑をすること)

看板類 印刷物 映像 記念品類

その他 ()

担当

鶴見区制 90 周年記念事業実行委員会事務局
(鶴見区役所 区政推進課)

TEL : 510-1676 FAX : 504-7102

e-mail : tr-kikaku-90th@city.yokohama.jp